

各建設業関係団体長 様

長崎県環境部廃棄物対策課長



産業廃棄物事業場外保管届出の手引きの制定について

廃棄物処理法の改正により、平成23年4月1日から建設工事に伴い排出された産業廃棄物を排出事業場外で一定規模以上保管する場合は、保管場所を管轄する都道府県知事(政令市である場合は市長)へ事前に届出書を提出する必要があります。

これに伴い、別添のとおり届出の手引きを作成しましたので、制度をご理解いただくとともに、貴会員(組合員)等へご周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本手引きは、長崎県ホームページ「申請書ダウンロードサービス」において公開していることを申し添えます。

記

産業廃棄物事業場外保管届出制度の概要

1. 届出対象となる廃棄物

建設工事に伴い生ずる産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)

(「建設工事」とは、土木建築に関する工事(建築物その他工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。)をいう。)

2. 届出対象となる保管行為

建設工事廃棄物を排出事業場外で保管する場合であって、保管場所の面積が300㎡以上である場合。ただし、以下の場合を除く。

- ① 産業廃棄物処理業者が許可を得て行う保管
- ② 産業廃棄物処理施設(許可施設)において行われる保管
- ③ PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物特別措置法の規定によるPCB廃棄物の保管

3. 事前届出を要しない場合

非常災害のために必要な応急措置として産業廃棄物の保管を行った場合は、保管開始の日から14日以内に届出を行う必要があります。

※ 保管内容に変更がある場合、又は保管行為を廃止する場合も届出が必要です。

平成23年4月1日より前からの保管行為については、6月末までに届出を提出しなければなりません。

長崎県環境部

廃棄物対策課 審査・監視班 伊東

TEL095-895-2375 FAX095-824-4781

（特別管理）産業廃棄物事業場外保管届出の手引き

長崎県廃棄物対策課
長崎市廃棄物対策課
佐世保市廃棄物指導課

1. (特別管理) 産業廃棄物事業場外保管届出制度の概要

廃棄物処理法の改正により、平成23年4月1日から建設工事に伴い生じる産業廃棄物を排出事業場で一定規模以上保管する事業者は、あらかじめ県知事（長崎市及び佐世保市の場合は各市長）へ届出を行う必要があります。また、保管を廃止する場合等、届出事項に変更がある場合も同様に届出が必要です。

なお、平成23年4月1日時点において、既に届出対象となる保管を行っている場合は、平成23年6月末までに届出を行う必要があります。

2. 届出が必要な保管場所

■ 届出対象となる廃棄物の種類

建設工事に伴い生ずる産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。以下「建設工事廃棄物」という。）

なお、建設工事とは、土木建築に関する工事（建築物その他工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。）を指します。

■ 届出対象となる保管行為

建設工事現場以外の場所で建設工事廃棄物を保管する場合であって、保管の用に供する場所の面積が 300 ㎡以上である場合。

なお、建設工事現場と空間的に一体とみなせる場所については「建設工事現場以外の場所」には該当せず届出の対象とはなりません。

届出の対象となる保管行為であるか否か判断できない場合は、5の届出窓口までご相談ください。

■ 届出を要しない保管行為

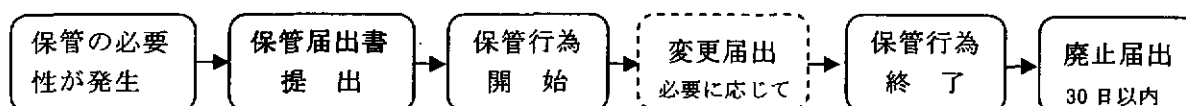
- ① 建設工事廃棄物以外の廃棄物の保管
- ② 建設工事現場内における建設工事廃棄物の保管
- ③ 保管の用に供する場所の面積が 300 ㎡に満たない建設工事廃棄物の保管
- ④ 産業廃棄物処理業者が許可を得て行う産業廃棄物の保管
- ⑤ 産業廃棄物処理施設（許可施設）において行われる保管
- ⑥ PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物特別措置法の規定による PCB 廃棄物の保管

■ 事前届出を要しない場合

非常災害のために必要な応急措置として産業廃棄物の保管を行った場合は、事前届出は不要ですが、保管開始の日から 14 日以内に届出を行う必要があります。

3. 届出の流れ

保管届出の流れは次のようになります。



4. 提出書類

■ 届出書様式

- (1) 産業廃棄物事業場外保管届出書（様式第2号の4）
- (2) 産業廃棄物事業場外保管変更届出書（様式第2号の5）
- (3) 産業廃棄物事業場外保管廃止届出書（様式第2号の6）
- (4) 特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書（様式第2号の10）
- (5) 特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書（様式第2号の11）
- (6) 特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書（様式第2号の12）

■ 必要書類

(1) 新規届出の場合

種 類	内 容
届 出 書	様式第2号の4 又は 様式第2号の10
添付書類	① 保管行為説明書（積替えのための保管用） ※保管場所から処理施設のある事業場等へ運搬し、処理する場合
	①' 保管行為説明書（処分等のための保管用） ※処理施設のある事業場等で保管し、そこで処理する場合
	② 保管場所平面図、付近見取図
	③ 保管方法及び保管量積算根拠 ※立面図、断面図、保管量計算書等
	④ 保管場所の土地登記簿謄本（全部事項証明書） ※原本提示の場合、写しで可。
	⑤ 保管場所の建物登記簿謄本（全部事項証明書） ※屋内で保管を行う場合に限る。原本提示の場合、写しで可。
	⑥ 土地・建物の使用承諾書等の写し ※土地・建物の名義が届出者と異なる場合に限る。
	⑦ 保管場所の写真 ※保管場所全体が確認できるもの。
提出期限	⑧ 保管場所掲示板の写真又は予定掲示内容
	保管開始前（非常災害のために必要な保管である場合は、保管開始から14日以内。）

(2) 変更届出の場合

種 類	内 容
届 出 書	様式第2号の5 又は 様式第2号の11
添付書類	変更内容に応じた(1)の添付書類①～⑧に掲げる書類 ※新規届出時の内容から変更のないものは添付不要。
提出期限	変更前

(3) 廃止届出の場合

種 類	内 容
届 出 書	様式第2号の6 又は 様式第2号の12
添付書類	廃止後の保管場所の写真
提出期限	保管を廃止した日（届出対象行為でなくなった日）から30日以内

5. 届出書の提出場所

(1) 届出書の受付窓口

- ①長崎県内（長崎市及び佐世保市を除く）において保管を行う場合
→各県立保健所又は県廃棄物対策課
- ②長崎市内において保管を行う場合
→長崎市廃棄物対策課
- ③佐世保市内において保管を行う場合
→佐世保市廃棄物指導課

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	所管区域
長崎県	西彼保健所	852-8061 長崎市滑石 1-9-5	095-856-0691	西海市、長与町、時津町
	県央保健所	854-0081 諫早市栄田町 26-49	0957-26-3305	諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町
	県南保健所	855-0043 島原市新田町 347-9	0957-62-3287	島原市、雲仙市、南島原市
	県北保健所	859-4807 平戸市田平町里免 1126-1	0950-57-3933	平戸市、松浦市、佐々町
	五島保健所	853-0007 五島市福江町 7-2	0959-72-3125	五島市
	上五島保健所	857-4211 南松浦郡新上五島町有川郷 2254-17	0959-42-1121	小値賀町、新上五島町
	壱岐保健所	811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触 620-5	0920-47-0260	壱岐市
	対馬保健所	817-0011 対馬市厳原町宮谷 224	0920-52-0166	対馬市
	廃棄物対策課	850-8570 長崎市江戸町 2-13	095-895-2375	
長崎市 廃棄物対策課	850-8685	長崎市桜町 6-3	095-829-1159	長崎市
佐世保市 廃棄物指導課	857-0851	佐世保市稻荷町 1-8	0956-20-0660	佐世保市

(2) 提出部数（届出者控えを含む）

① 県へ提出の場合・・・3部

- ・県廃棄物対策課用 1部（正本）
- ・県立保健所用 1部（副本）
- ・届出者控え 1部（副本）

② 長崎市又は佐世保市へ提出の場合・・・2部

- ・市廃棄物対策（指導）課用 1部（正本）
- ・届出者控え 1部（副本）

なお、届出者控えは受付後返却します。

6. 留意事項

■ 産業廃棄物の保管について

(特別管理) 産業廃棄物の適正処理を行うために一定期間の保管が必要である場合は、生活環境保全上支障のないように保管する必要があるため、廃棄物処理法により保管基準が定められています。

1. 産業廃棄物の保管基準

産業廃棄物の保管基準は次のとおりです。

- ① 保管場所の周囲に囲いが設けられていること。保管する産業廃棄物の荷重が囲いに直接かかる場合には、その荷重に対して構造耐力上安全であること。
- ② 産業廃棄物の保管に関して必要な事項を表示した掲示板が見やすいところに設けられていること。
 - a. 産業廃棄物の保管の場所である旨の表示
 - b. 保管する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む)
 - c. 保管場所の管理者の氏名または名称および連絡先
 - d. 屋外で容器を用いないで保管する場合は、最大積み上げ高さ
 - e. 積替え又は処分等のための保管上限 (最大保管量)
 - f. 掲示板の大きさ 縦 60 cm 以上×横 60 cm 以上

60cm 以上	産業廃棄物保管場所	
	名称、代表者	株式会社 X 工業 代表取締役 日本一郎
	本社所在地	〇〇区△△町1-2-3
	責任者氏名	日本次郎
	連絡先電話番号	TEL 03 (123) XXXX
	保管する産業廃棄物の種類	金属くず、廃プラスチック類、※※※、※※※
	最大保管高さ	1.8m
	最大保管量	30m³
	60cm以上	

図、積替保管施設における掲示板の作成例 (屋外で容器を用いずに保管する場合)

- ③ 保管場所から産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散が生じないような措置を講ずること。
- ④ 産業廃棄物の保管に伴って汚水が生ずるおそれがある場合は、公共水域および地下水の汚染防止のために必要な排水溝、その他の設備を設けるとともに、それらの設備の底面を不浸透性の材料で覆うこと。
- ⑤ 保管場所には、ねずみが生息したり、蚊、ハエその他の害虫が発生したりしないようにすること。
- ⑥ 産業廃棄物を容器に入れずに屋外で保管する場合は、次のようにすること。
 - a. 廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配 50% 以下。
 - b. 廃棄物が囲いに接する場合 (直接、壁に負荷がかかる場合) は、囲いの内側 2 m は囲いの高さより 50 cm の線以下とし、2 m 以上の内側は勾配 50% 以下とする。(勾配 50% とは、底辺 : 高さ = 2 : 1 の傾きで約 26.5 度)
- ⑦ 石綿含有産業廃棄物にあつては、次に掲げる措置を講ずること。
 - a. 保管の場所には、石綿含有産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
 - b. 覆いを設けること、梱包すること等石綿含有産業廃棄物の飛散の防止のために必要な措置を講ずること。

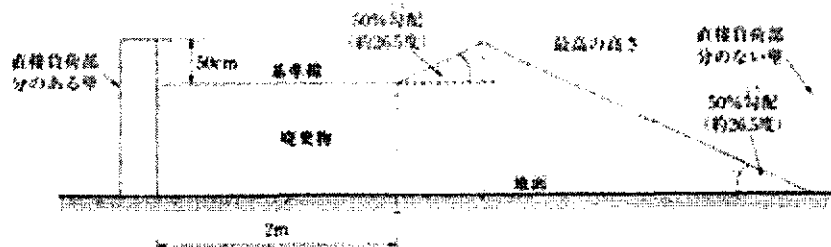


図. 屋外における保管高さの基準例

2. 特別管理産業廃棄物の保管基準

特別管理産業廃棄物の保管基準では、上記の産業廃棄物の保管基準がそのまま適用されるほか、以下の措置を講ずることが定められています。

- ① 特別管理産業廃棄物がその他のものと混合するおそれのないよう、仕切りを設けるなどの措置を講じる。
- ② 特別管理産業廃棄物である廃石綿は、梱包するなど飛散防止のための措置を講じる。
- ③ 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物は、容器に入れて密封するなど、腐敗防止のための措置を講じる。

3. 積替え又は処分等のための最大保管数量

① 積替えのための保管

産業廃棄物の積替えのための保管を行う場合、当該保管の場所における1日当りの平均搬出量に7を乗じて得られる数量を超えて保管することはできません。

② 処分等のための保管

産業廃棄物の処分のための保管を行う場合、処分を行う施設の1日当りの処理能力に14を乗じて得られる数量を超えて保管することはできません。

ただし、木くず又はコンクリート破片の再生処理のための保管である場合は28を、アスファルト・コンクリート破片の再生処理のための保管である場合は70を乗じて得られる数量を上限とします。

■ 廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物について

1. 廃石綿等とは

廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物のうち、飛散するおそれがあるものは、特別管理産業廃棄物である「廃石綿等」に該当します。

(廃石綿等の例示)

石綿建材除去事業（建築物その他の工作物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。）により生じたもの

吹付け石綿、石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材、保温材・断熱材及び耐火被覆材、プラスチックシート・防じんマスク・作業衣その他の用具又は器具（石綿が付着しているおそれのあるもの）等

2. 石綿含有産業廃棄物とは

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃石綿等以外の産業廃棄物（非飛散性）であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するものは「石綿含有産業廃棄物」に該当します。

(石綿含有産業廃棄物の例示)

繊維強化セメント板、石綿含有スレート（波板、ボード）、石綿含有パーライト板、石綿含有けい酸カルシウム板、石綿含有スラグせっこう板、石綿含有窯業系サイディング、石綿含有パルプセメント板、石綿含有住宅屋根用化粧スレート等

■ 罰則等について

法の規定に違反して、届出をしなかったり又は虚偽の届出をした場合、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されます。

また、基準に適合しない保管行為を行った者に対しては、改善命令や措置命令といった行政処分等により厳しく対処します。

なお、措置命令に従わず改善がなされない場合には、措置命令違反として刑事告発を行う場合があります。

様式第二号の四（第八条の二の四、第八条の二の七関係）

産業廃棄物事業場外保管届出書

年 月 日

長崎県知事

様

届出者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号（TEL）

（FAX）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条第3項前段 の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。 第12条第4項

保管の場所に関する事項	所在地	
	面積	m ²
	保管する産業廃棄物の種類	
	積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限	
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無 （保管を行う場合にあっては規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの）	
保管開始年月日		年 月 日
備考 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号ホ又は第2号ロ（3）の規定により保管することができる産業廃棄物の数量を記入すること。		

（日本工業規格 A列4番）

様式第二号の五（第八条の二の五関係）

産業廃棄物事業場外保管変更届出書

年 月 日

長崎県知事

様

届出者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号（TEL）

（FAX）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3後段の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容		
変 更 の 理 由		
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	

様式第二号の六（第八条の二の六関係）

産業廃棄物事業場外保管廃止届出書

年 月 日

長崎県知事

様

届出者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号（TEL）

（FAX）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 3 項前段の規定による届出に係る保管をやめたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 2 の 6 の規定により届け出ます。

保 管 場 所 の 所 在 地

廃 止 の 理 由

廃 止 年 月 日

年 月 日

（日本工業規格 A 列 4 番）

様式第二号の十（第八条の十三の五、第八条の十三の六関係）

特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書

年 月 日

長崎県知事

様

届出者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号（TEL）

（FAX）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の2第3項前段の規定により、
関係書類及び図面を添えて届け出ます。 第12条の2第4項

保管の場所に関する事項	所在地	
	面積	m ²
	保管する特別管理産業廃棄物の種類	
	特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限	
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無 （保管を行う場合にあっては規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの）	
保管開始年月日		年 月 日
備考 特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の5第1項第1号ニ又は同項第2号チ（3）の規定により保管することができる特別管理産業廃棄物の数量を記入すること。		

様式第二号の十一（第八条の十三の六関係）

特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書

年 月 日

長崎県知事

様

届出者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号（TEL）

（FAX）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第3項後段の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容		
変 更 の 理 由		
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	

様式第二号の十二（第八条の十三の六関係）

特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書

年 月 日

長崎県知事

様

届出者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号（TEL）

（FAX）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 3 項前段の規定による届出に係る保管をやめたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 13 の 6 において準用する同規則第 8 条の 2 の 6 の規定により届け出ます。

保 管 場 所 の 所 在 地	
廃 止 の 理 由	
廃 止 年 月 日	年 月 日

（日本工業規格 A 列 4 番）

保管行為説明書（積替えのための保管用）

保管場所の構造	表示の有無	有 無			
	囲いの有無	有 無			
	床面の構造				
保管する 廃棄物の種類 ①	一日平均 搬出量 (m ³ /日) ②	最大保管 数 量 (m ³) ③	最大積上 高 さ (m) ④	屋内外 の別、 容 器 の有無 ⑤	予定運搬先の名称 及び所在地 ⑥

① 産業廃棄物の品目を記載し、当該廃棄物が石綿含有産業廃棄物である場合は、その旨を記載すること。また、同品目を2箇所以上で保管する場合は、行を分けて記載すること。

② 当保管場所における1日当りの平均搬出量を、運搬能力等から算出し記載すること。

③ 当保管場所で保管する最大数量を記載すること。なお、②に7を乗じて得られる数量を超えないこと。

④ 屋外で容器を用いずに保管する場合は、最大積上げ高さを記載すること。

⑤ 保管場所の屋内・外の別及び容器を使用する場合はその旨を記載すること。

⑥ 積替え後の予定運搬先（処分業者等）の名称及び実際に搬入する施設等の所在地を記載すること。

保管行為説明書（処分等ための保管用）

保管場所の構造	表示の有無	有 無							
	囲いの有無	有 無							
	床面の構造								
処理施設の概要	施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類								
保管する 廃棄物の種類	処分前 処分後 の 別	施 設 処理能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	最大保管 数 量 (m^3)	最大積上 高 さ (m)	屋内外の別、 容器の有無				
①	②	③	④	⑤	⑥				
① 産業廃棄物の品目を記載し、当該廃棄物が石綿含有産業廃棄物である場合は、その旨を記載すること。また、同品目を2箇所以上で保管する場合は、行を分けて記載すること。 ② 処分前（これから処理を行うもの）、処分後（廃棄物を処理したもの）の別を記載すること。 ③ ①の品目に係る処理施設の一日当りの処理能力を記載すること。（処分後の保管である場合は記載不要。） ④ 当保管場所で保管する最大数量を記載すること。なお、③に14を乗じて得られる数量を超えないこと。ただし、木くず又はコンクリート破片の再生処理の場合は28を、アスファルト・コンクリート破片の再生処理の場合は70を乗じて得られる数量とする。（処分後の保管である場合は記載不要。） ⑤ 屋外で容器を用いずに保管する場合は、最大積上げ高さを記載すること。 ⑥ 保管場所の屋内・外の別及び容器を使用する場合はその旨を記載すること。									

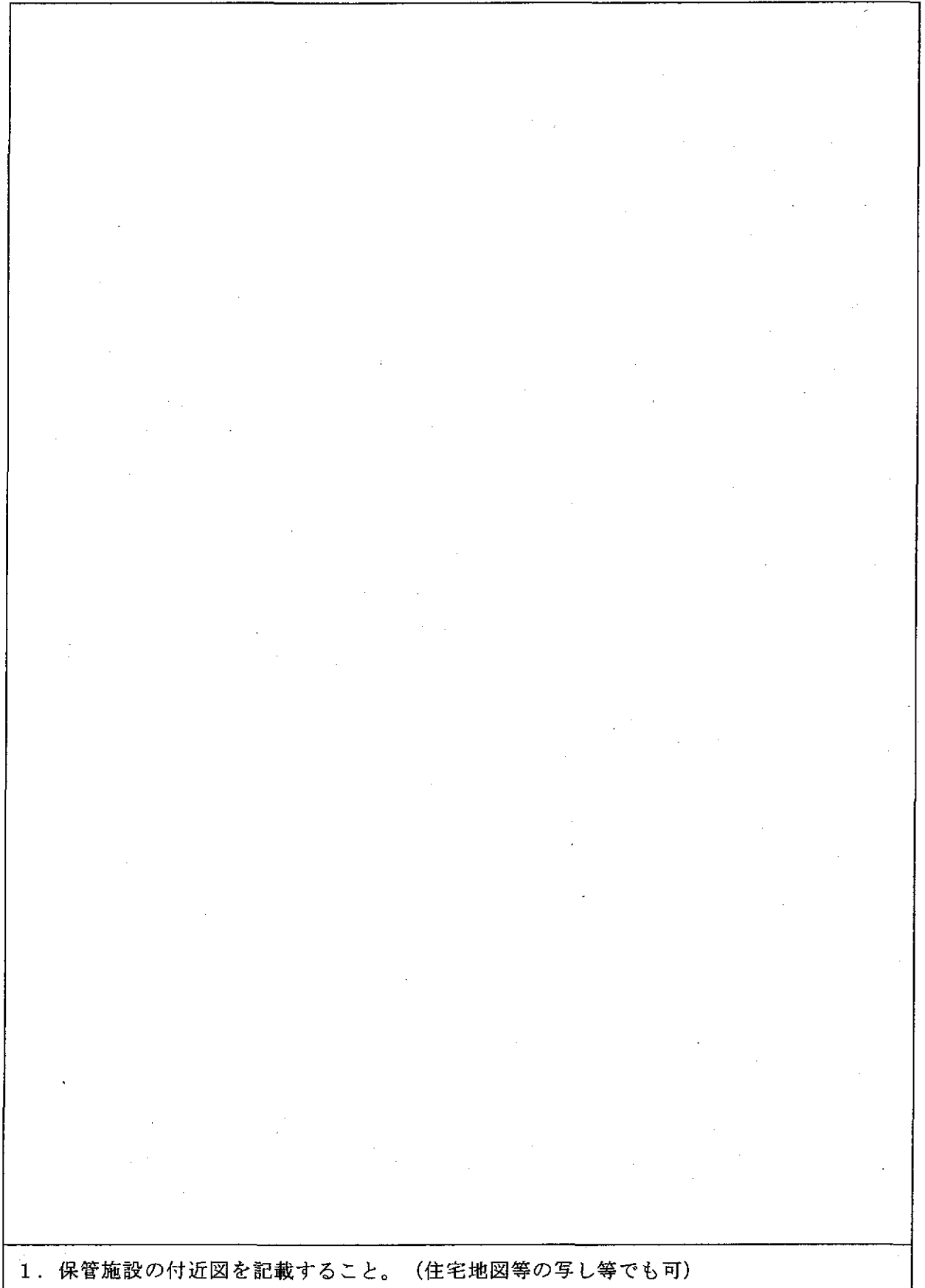
保管場所平面図

(（特別管理）産業廃棄物の保管場所)

保管場所 所在地				
土地所有者	住所		氏名	
建物所有者	住所		氏名	
1. 土地、建物の所有権を有することを証明する書類（登記簿謄本等）を添付すること。 2. 所有権がない場合には登記簿謄本等及び使用する権原を有することを証明する書類（賃貸借契約書の写し又は使用承諾書）を添付すること。 3. 保管場所の面積が把握できるよう、寸法を記載すること。				

(裏面)

保管場所付近図



1. 保管施設の付近図を記載すること。(住宅地図等の写し等でも可)

(日本工業規格 A列4番)

保管方法、保管量積算書

1. 廃棄物の具体的な保管方法を立断面図等により図示し、保管量の算出根拠を計算式により説明すること。

土地・建物使用承諾書

下記の物件を（特別管理）産業廃棄物業の保管場所として使用することを承諾します。

種別	地番（所在）	地目	面積（㎡）

平成 年 月 日

借主 住所 _____

氏名 _____

貸主 住所 _____

氏名 _____ 印

保管場所の写真

1. 保管場所全体が確認できる写真を貼付すること。
2. 届出時、変更時（保管内容に変更がある場合）、廃止時のいずれにも添付すること。

保管場所掲示板の写真（又は予定掲示内容）

1. 保管場所に設置する掲示板の写真を貼付すること。掲示板を作成していない場合は、予定掲示内容を記載すること。

(特別管理) 産業廃棄物事業場外保管届出の手引き

(記載例)

長崎県廃棄物対策課
長崎市廃棄物対策課
佐世保市廃棄物指導課

様式第二号の四（第八条の二の四、第八条の二の七関係）

産業廃棄物事業場外保管届出書

平成 23 年 4 月 1 日

長崎県知事 中村 法道 様

届出者

住 所 長崎県〇〇市〇〇町 1 2 3 4 番地

氏 名 株式会社 □□建設

代表取締役 長崎 太郎

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号（TEL） 095-△△△-△△△

（FAX） 095-△△△-△△△

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 12 条第 3 項前段 の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。
~~第 12 条 第 4 項~~

保管の場所に関する事項	所在地	長崎県〇〇市〇〇町 5 6 7 8 番地
	面積	400 m ²
	保管する産業廃棄物の種類	がれき類（コンクリート塊に限る。） ※石綿含有産業廃棄物を除く。
	積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限	400 m ³
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無 （保管を行う場合にあっては規則第 1 条の 6 の規定の例による高さのうち最高のもの）	有り 積上高さ 3 m
保管開始年月日		平成 23 年 4 月 20 日

備考

積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条第 1 項第 1 号ホ又は第 2 号ロ（3）の規定により保管することができる産業廃棄物の数量を記入すること。

（日本工業規格 A 列 4 番）

保管行為説明書（積替えのための保管用）

保管場所の構造	表示の有無	☒ 有 無			
	囲いの有無	☒ 有 無			
	床面の構造	防水コンクリート、排水溝設置			
保管する 廃棄物の種類 ①	一日平均 搬出量 ($\text{m}^3/\text{日}$) ②	最大保管 数 量 (m^3) ③	最大積上 高 さ (m) ④	屋内外 の別、 容 器 の有無 ⑤	予定運搬先の名称 及び所在地 ⑥
がれき類（コンク リート塊）	60 $\text{m}^3/\text{日}$	400 m^3	3 m	屋外	□□市○○町4321番地 △△産業
木くず	10 $\text{m}^3/\text{日}$	20 m^3	—	屋外 (容器使用)	□□市○○町4321番地 △△産業

- ① 産業廃棄物の品目を記載し、当該廃棄物が石綿含有産業廃棄物である場合は、その旨を記載すること。また、同品目を2箇所以上で保管する場合は、行を分けて記載すること。
- ② 当保管場所における1日当りの平均搬出量を、運搬能力等から算出し記載すること。
- ③ 当保管場所で保管する最大数量を記載すること。なお、②に7を乗じて得られる数量を超えないこと。
- ④ 屋外で容器を用いずに保管する場合は、最大積上げ高さを記載すること。
- ⑤ 保管場所の屋内・外の別及び容器を使用する場合はその旨を記載すること。
- ⑥ 積替え後の予定運搬先（処分業者等）の名称及び実際に搬入する施設等の所在地を記載すること。

保管行為説明書（処分等ための保管用）

保管場所の構造	表示の有無	☒ 有 ☐ 無			
	囲いの有無	☒ 有 ☐ 無			
	床面の構造	鉄筋コンクリート			
処理施設の概要	施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類				
	破砕施設（コンクリート塊、アスファルト塊）、 切断施設（金属くず）				
保管する 廃棄物の種類	処分前 処分後 の 別	施 設 処理能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	最大保管 数 量 (m^3)	最大積上 高 さ (m)	屋内外の別、 容器の有無
①	②	③	④	⑤	⑥
がれき類（コンクリート塊）	処分前	$5 \text{ m}^3/\text{日}$	70 m^3	1 m	屋外
金属くず	処分前	$3 \text{ m}^3/\text{日}$	30 m^3	—	容器使用

① 産業廃棄物の品目を記載し、当該廃棄物が石綿含有産業廃棄物である場合は、その旨を記載すること。また、同品目を2箇所以上で保管する場合は、行を分けて記載すること。

② 処分前（これから処理を行うもの）、処分後（廃棄物を処理したもの）の別を記載すること。

③ ①の品目に係る処理施設の一日当りの処理能力を記載すること。（処分後の保管である場合は記載不要。）

④ 当保管場所で保管する最大数量を記載すること。なお、③に14を乗じて得られる数量を超えないこと。ただし、木くず又はコンクリート破片の再生処理の場合は28を、アスファルト・コンクリート破片の再生処理の場合は70を乗じて得られる数量とする。（処分後の保管である場合は記載不要。）

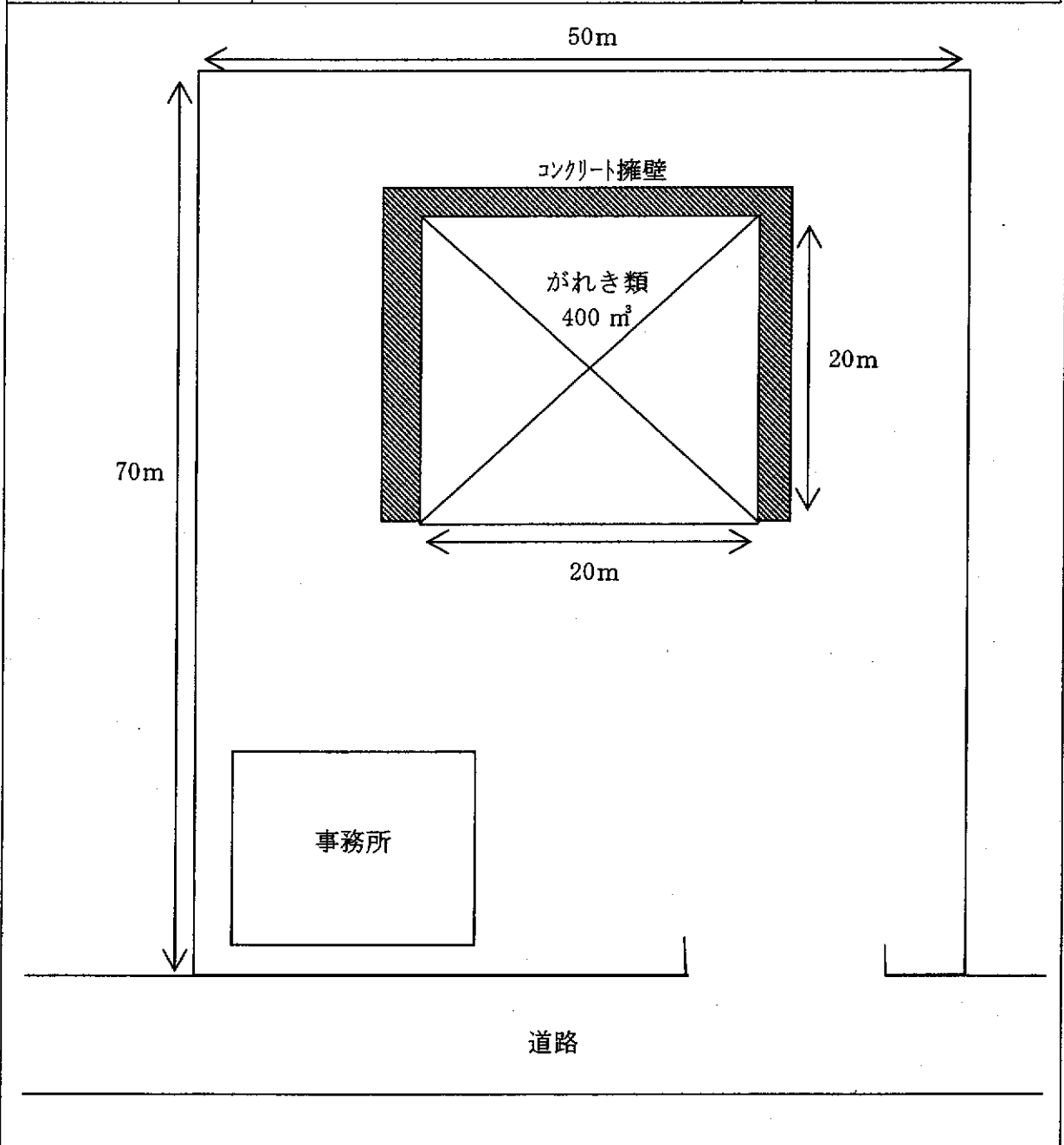
⑤ 屋外で容器を用いずに保管する場合は、最大積上げ高さを記載すること。

⑥ 保管場所の屋内・外の別及び容器を使用する場合はその旨を記載すること。

保管場所平面図

(（特別管理）産業廃棄物の保管場所)

保管場所 所在地	長崎県〇〇市〇〇町5678番地			
土地所有者	住所	長崎県〇〇市〇〇町1234番地	氏名	長崎 太郎
建物所有者	住所	—	氏名	—



1. 土地、建物の所有権を有することを証明する書類（登記簿謄本等）を添付すること。
2. 所有権がない場合には登記簿謄本等及び使用する権原を有することを証明する書類（賃貸借契約書の写し又は使用承諾書）を添付すること。
3. 保管場所の面積が把握できるよう、寸法を記載すること。

(日本工業規格 A列4番)

(裏面)

保管場所付近図

銀行

〒

県道△△号

□□建設
資材置場

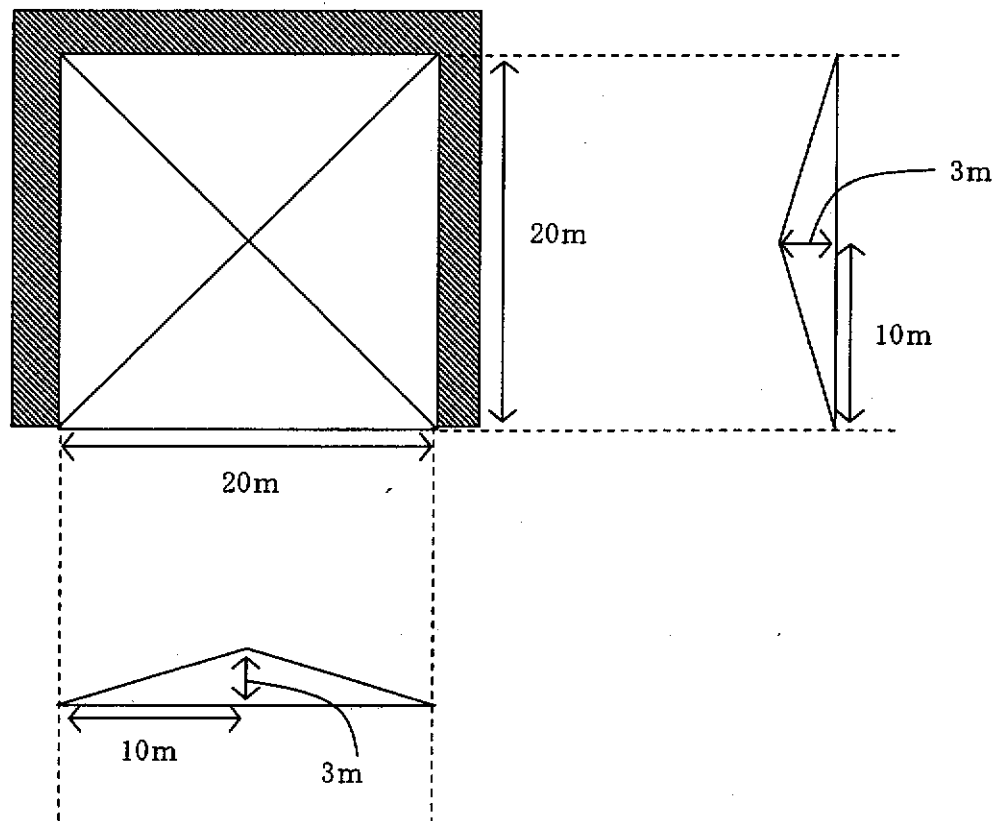
←産業廃棄物保管場所

○○商店

1. 保管施設の付近図を記載すること。（住宅地図等の写し等でも可）

（日本工業規格 A列4番）

保管方法、保管量積算書



保管量計算

$$\text{底面積} (20\text{ m} \times 20\text{ m}) \times \text{積上高さ} (3\text{ m}) \div 3 = 400\text{ m}^3$$

1. 廃棄物の具体的な保管方法を立断面図等により図示し、保管量の算出根拠を計算式により説明すること。

土地・建物使用承諾書

下記の物件を（特別管理）産業廃棄物業の保管場所として使用することを承諾します。

種別	地番（所在）	地目	面積（㎡）
土地	長崎県〇〇市〇〇町5678番地	宅地	3,500㎡

平成23年 4月 1日

借主 住所 長崎県〇〇市〇〇町1234番地

氏名 株式会社 □□建設
代表取締役 長崎 太郎

貸主 住所 長崎県〇〇市〇〇町9999番地

氏名 長崎 太郎 印

様式第二号の五（第八条の二の五関係）

産業廃棄物事業場外保管変更届出書

平成 23 年 4 月 20 日

長崎県知事 中村 法道 様

届出者

住 所 長崎県〇〇市〇〇町 1 2 3 4 番地

氏 名 株式会社 □□建設

代表取締役 長崎 太郎

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号（TEL）095-△△△-△△△

（FAX）095-△△△-△△△

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3後段の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

	変 更 前	変 更 後
変 更 の 内 容	面積 400 m² 種類 がれき類（コンクリート塊に限る。） 保管上限 400 m³ 積上高さ 3 m	面積 800 m² 種類 がれき類（コンクリート塊、アスファルト塊に限る。） 保管上限 800 m³ 積上高さ 3 m
変 更 の 理 由	工事施行内容の変更に伴う保管品目の追加	
変 更 予 定 年 月 日	平成 23 年 5 月 10 日	

（日本工業規格 A 列 4 番）

様式第二号の六（第八条の二の六関係）

産業廃棄物事業場外保管廃止届出書	
平成 23 年 6 月 1 日	
長崎県知事 中村 法道 様	
届出者	
住 所 長崎県〇〇市〇〇町1234番地	
氏 名 株式会社 □□建設	
代表取締役 長崎 太郎	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 (TEL) 095-△△△-△△△	
(FAX) 095-△△△-△△△	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 3 項前段の規定による届出に係る保管をやめたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 2 の 6 の規定により届け出ます。	
保管場所の所在地	長崎県〇〇市〇〇町5678番地
廃止の理由	一時保管を行った産業廃棄物の全量処分が完了したため。
廃止年月日	平成 23 年 5 月 20 日

保管場所の写真

※ 保管場所全体が確認できる写真を添付

※ 保管場所全体が確認できる写真を添付

1. 保管場所全体が確認できる写真を貼付すること。
2. 届出時、変更時（保管内容に変更がある場合）、廃止時のいずれにも添付すること。

（日本工業規格 A列4番）

保管場所揭示板の写真（又は予定揭示内容）

揭示内容（予定）

産業廃棄物保管施設	
名称、代表者	株式会社□□建設 代表取締役 長崎 太郎
所在地	長崎県〇〇市〇〇町1234番地
責任者氏名	現場管理人 長崎 次郎
連絡先	095-△△△-△△△
保管する産業廃棄物の種類	がれき類（コンクリート塊に限る。） （※石綿含有産業廃棄物を除く）
最大保管高さ	3 m
最大保管量	400 m ³

1. 保管場所に設置する揭示板の写真を貼付すること。揭示板を作成していない場合は、予定揭示内容を記載すること。